2019 年 12 月号 No.018

151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋ビル4F Tel 03-6432-9986 / Fax 03-6432-9987

HP http:// will-tax.com

今月のテーマ 所得税と住民税の扶養控除について

12 月に入り年末調整の真っ最中という方も多いのではないでしょうか。課税される所得金額を算出する過程で、所得金額からマイナスすることができる項目(所得控除)の一つに扶養控除がありますが、実は所得税と住民税で扶養控除の金額が異なるのです。今回は所得税と住民税の扶養控除についてご紹介します。

1. 扶養親族の範囲

扶養親族とは、その年の12月31日時点で下図の要件の全てに当てはまる人が該当します。

- ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)または都道府県知事から養育を委託された児童や市町村長から養護を委託された老人であること
- ② 納税者と生計を一にしていること
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下(令和2年分以降は48万円以下)であること
- ④ 青色事業専従者としてその年中に一度も給与の支払いを受けていないこと又は白色事業専従者でないこと

図中②の「生計を一にしている」とは、一つの家族が一つの財布からお金を使って生活している状態とイメージして下さい。例えば、長男が遠方の大学で下宿生活をしていても、学費や生活費を実家の両親が仕送りしていれば生計を一にしていると判断されます。図中③の合計所得金額とは、各種収入金額から必要経費や控除額をマイナスしたものの合計額を指します。例として、子供のアルバイト代が年間 103 万円以下であれば合計所得金額が 38 万円以下となります。

2. 控除対象扶養親族

(1) 控除対象扶養親族

上記 1 の扶養親族の範囲に該当する者のうち、その年の 12 月 31 日時点の年齢が 16 歳以上の扶養親族について扶養控除の適用を受けることができます。

(2) 扶養控除額

扶養控除の金額は所得税と住民税で下表のように異なる控除額が定められています。年齢の判定は上記(1)と同様にその年の12月31日時点での年齢で判定します。

控除対象扶養親族の区分		所得税	住民税
一般の扶養親族(16歳以上19歳未満)		38万円	33万円
特定扶養親族(19歳以上23歳未満)		63万円	45万円
一般の扶養親族(23歳以上70歳未満)		38万円	33万円
老人扶養親族(70歳以上)	同居老親等以外	48万円	38万円
	同居老親等	58万円	45万円

表中の同居老親等とは、納税者 又はその配偶者(以下、納税者等) の直系尊属で、納税者等と普段同 居している人をいいます。また同居 の判定について、例えば治療のた め1年以上の長期にわたり入院し、 結果的に納税者等と別居している

ような場合は同居していると判断されます。ただし、老人ホーム等に入所することで生活の本拠地が移動した場合には同居と は認められません。

3. 扶養控除に関連する改正事項

令和2年分以後の所得税計算に適用される改正事項のうち、扶養控除に関連するものを簡単にご紹介します。

(1) 給与所得控除額の引き下げ

所得税・住民税とも、サラリーマンの必要経費とされている給与所得控除額が一律 10 万円減少されます。 例えば 103 万円の給与収入の場合ですと、給与取得控除額が 10 万円減少して 55 万円となり、合計所得金額が差引 48 万円と 10 万円増えてしまい扶養親族の範囲から外れてしまうのですが、下記(3)のように扶養親族の範囲が広がったため、 結果として今までとおり給与所得が 103 万円以下であれば扶養親族に該当することとなります。

(2) 基礎控除額の変更

誰もが所得金額から38万円の控除ができる所得税の基礎控除額が納税者本人の合計所得額に応じて増減されます。増減後の控除額はこちら(国税庁 HP)をご覧ください。なお、住民税の基礎控除額も同様に合計所得額に応じて増減します。

(3) 扶養親族等の範囲の見直し

所得税・住民税とも、扶養親族に該当する要件である合計所得金額が38万円から48万円に引き上げられます。

2019 年 12 月号 No.018